

北小岩一丁目東部地区

No.52

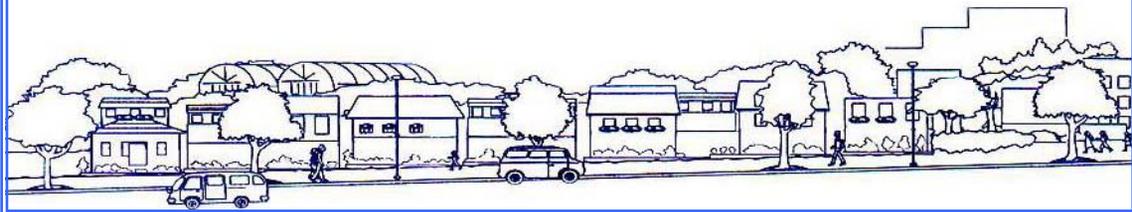
2009/9/9

江戸川区土木部

沿川まちづくり課

推進第一係

TEL 5662-6735



公開質問状にお答えします

『「18 班スーパー堤防・まちづくりを考える会」(会長：宮坂健司様)《以下「考える会」と略称》』7月31日付から8月29日付までに以下の公開質問状2通・意見書1通・連名書1通が提出されています。各公開質問状には便宜上⑬、⑭の番号を付しています。

- 2009年7月31日付「連名書」 (考える会より)
- 2009年8月 3日付「意見書」 (考える会より)
- ⑬2009年8月22日付「公開質問状」(考える会より)
- ⑭2009年8月29日付「公開質問書」(考える会より)

以下において、それぞれの「公開質問状」について区の見解を説明します。

※ 枠内は「考える会」会長：宮坂健司様からの質問内容です。原文のまま掲載してあります。



7/31付 連名書(全5通)



8/3付 意見書



⑬8/22付 公開質問状



⑭8/29付 公開質問書

⑬の公開質問状の内容と区の見解

「第4回まちづくり懇談会への意見書」の回答を求めます

私たち住民から、7月31日付けの「北小岩一丁目東部土地画整理事業に対する住民の見解」と8月3日付けにて「第4回まちづくり懇談会への意見書」が提出されています。これについて、未だに回答がありません。区側はどうお考えなのか、回答を求めます。

また、先日8月7日に実行された「第4回まちづくり懇談会」に於いては、出席が十名にも満たず、地権者は数組だと伺っております。これが全体の「懇談会」と位置付けるには、無理があると考えます。『現在の「まちづくり事業」を拒否する』とする明確な意見の地権者は、二十数件にも登ります。先日、「拒否する」とした地権者の出席は、何件あり、また、出席者十名にも満たない懇談会が成立するかどうかを回答下さい。

現在、既に『スーパー堤防と一体化したまちづくり』に反対する地権者、その土地の割合は50パーセントを越えました。半数もの土地地権者が反対する事業は、無謀としか思えません。また、明確な賛成者は一体、全体の何パーセントいるのかを区側は、はっきりとした数字で表すべきだと考えます。何故現在までそれが成されていないのか、甚だ疑問に思います。それについても早急に回答願います。

また、これまでの「公開質問状」等についての回答は、私たちの求める回答ではありません。その大半に不満を持っています。きちんとした回答を何故いただけないのかも疑問です。

この回答に答えられない場合も、その理由を早急に回答願います。

裏面に続きます

北小岩一丁目東部土地区画整理事業にたいする住民の見解 (7月31日付連名書)

当該地域に住む住民は、国土交通省が進めるスーパー堤防を前提とした江戸川区の区画整理事業（いわゆる、「まちづくり事業」）を拒否することを連名で明らかにしておきます。

第4回まちづくり懇談会への意見書 (8月3日付意見書)

「まちづくり懇談会」は本年4月に先行モデル地区としての「北小岩一丁目東部地区におけるスーパー堤防とまちづくり一体化事業」について、行政と住民の対等で公平な話し合いの場として行政が提示してスタートしたものであると理解しています。さらに「懇談会」は意思決定の場ではないことも既に確認した事項です。しかるに、今回の「第4回まちづくり懇談会」は、以下の3項から不適切な行政行動と受け取れるため、本意見書を提示し、行政の行動の是正を強く求めるものです。そのため、行政は「第4回まちづくり懇談会」の議事録を作成し公開をしてください。

1. 主催が行政主体となっており、運営方法が公平性、公開性に欠けています。主催が行政と住民の対等であることが重要です。そのためには、北小岩地区全体の意見を反映できるようにする必要がありますし、例えば、まちづくりの専門家にも参加を呼びかけることが必要です。
2. 現時点で「地区計画の話し合い」を議題とすることは、まったく不適切なものです。平成19年度の実施計画である合意形成の総括もなされていないままであることを始めとして本議題以前に解決すべき課題が山積み状態です。さらに議題の選定経緯も極めて不透明であり、深い疑問を感じます。
3. 行政は実績ばかりを目的とし、住民の意思を無視した「スーパー堤防・まちづくり」を実行しています。この事業は住民の賛成なくしては遂行出来ないものであるにも拘わらず、住民不在の実施がなされ、それを強行し、住民には納得の行かない現状に至っています。何故そこまで行政がこの事業を強行に進めようとしているのか、理解出来ません。

「第4回まちづくり懇談会への意見書」で要望されている議事録の公開については、8月18日付「まちづくりニュース（第4回まちづくり懇談会を開催しました）」にて、当日ご出席いただけなかった方にもその時のご質問、ご意見を明確にご確認いただけるよう、懇談会の内容を簡潔にまとめた上で配付しました。

今まで説明会や意見交換会、個別相談等、たくさんのお話をする機会をもたせていただきました。その中でまちづくり懇談会は、本年2月の説明会の中で、今後、テーマを決めて地区の皆様とお話し合いをいただく場として実施してきました。今後もまちづくりを進める上での重要なテーマを皆さまにお示しし、事業実施に向け皆さまのさらなるご理解をいただけるよう、努めてまいります。

なお、地域の皆様からは、今まで事業に対する様々なご意見をいただいています。その都度、「まちづくりニュース」で回答をさせていただきました。その中でも、実行できるご意見については実際に対応させていただいています。例えば、駐車場の防犯灯設置やまちづくり事務所での花火観賞などです。今回いただいた意見も地区の一つの声として真摯に受け止め、お応えしていきます。

⑰の公開質問状の内容と区の見解

都市計画案の縦覧中止を求める要求書および公開質問書

北小岩一丁目東部地区におけるスーパー堤防とまちづくり一体化事業は、1100名を数える事業の中止を求める陳情が提出されていること、江戸川区建設委員会におけるスーパー堤防に反対する意見の陳述が行われていること、都市計画決定の中止を要求する当該地区の地権者の比率が半数を占めていること等々に示されるように、決して積極的に推進すべきではない状況にあります。かかる情勢のもと、「広報えどがわ」1545号に掲載された「東京都市計画土地地区画整理事業、北小岩一丁目東部土地地区画整理事業の縦覧」は、以下の各項から不適切な行政行動であり、本要求書および公開質問書を提示し、行政の行動の是正を強く求めるものです。行政は直ちに「都市計画案の縦覧」を中止し、質問への回答を公開すべきです。

1. 「都市計画案の法定説明会」の総括がなされていません。都市計画案を明確に拒否する地権者が25名存在していること、住民から提示されたまちづくり案の検討がなされていないこと、スーパー堤防建設と一体化であること等々、重要な論点が形式的に「意見を聴いた」のみで何も対応がなされていません。「説明会」の議事録を公開し、当該住民は勿論、北小岩地区全体との意見交換をできるようにする必要がありますし、まちづくり等の専門家にも参加を呼びかける必要があります。

2. 現時点で「都市計画案の縦覧」を行うことは、時期尚早でありまったく不適切なものです。平成19年度の実施計画である「北小岩一丁目東部地区をモデル地区として推進する」ことの合意形成もなされていないままであることを始めとして、本縦覧以前に解決すべき課題が山積み状態です。さらに行政の行動計画の推進論拠も極めて不透明かつ不明確であり、深い疑問を感じます。

3. 行政は実績ばかりを目的とし、住民の意思を無視した「スーパー堤防・まちづくり」を実行しています。この事業は住民の賛成なくしては遂行出来ないものであるにも拘わらず、住民不在の実施がなされ、それを強行し、住民には納得の行かない現状に至っています。何故そこまで行政がこの事業を強行に進めようとしているのか、理解出来ません。

質問1. 「18班の事業中止を求める陳情」の署名者数は何名ですか？

質問2. 「18班地区の都市計画決定」への明確な賛成者全体の何パーセントいるのですか？

質問3. 法定説明会の議事録の公開を行いましたか？

質問4. 18班地区をモデル地区とすることの合意は形成されていますか？

質問1 の見解

「18班の事業中止を求める陳情」が区議会への陳情第48号「北小岩18班地区スーパー堤防と一体の区画整理事業を進めるための都市計画の中止を求める陳情」と解釈すれば現在のところ印なし1267人、印あり8人の署名が届いています。

質問2 の見解

7月31日付の連名書に署名をされている以外の方々につきましては、今まで説明会や意見交換会、個別相談等、たくさんのお話をする機会をもたせていただいている中で、多数の方が事業についてご理解をいただいていると考えています。また、区議会へ陳情第64号「北小岩江戸川町会18班地区における土地地区画整理事業及びスーパー堤防整備事業の推進と早期実現を求める陳情（平成21年2月16日受理）」が提出されているところです。

質問3 の見解

7月5日実施の「都市計画素案の説明会」の内容については、7月16日付「まちづくりニュース（都市計画素案の説明会のご報告）」にて、当日ご出席いただけなかった方にもその時のご質問、ご意見を明確にご確認いただけるよう、発言された方の要点を簡潔にまとめた上で、配付しています。

質問4 の見解

これまで、説明会、まちづくり懇談会、意見交換会や個別相談等、さまざまな取組みの中で地域のみなさまと話し合いを行ってきました。今後も事業についてさらなるご理解をいただけるよう、十分な説明に努めていきます。

<お問い合わせ先> ご意見・ご質問はこちらまで

えんせん

沿川まちづくり課推進第一係

TEL 5662-6735

北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所 TEL 5668-5877

※火曜日・木曜日(祝日除く)午前9時～午後4時30分まで

【URL】 http://www.city.edogawa.tokyo.jp/sec_ensen/index.html

